

浜田市国民健康保険運営協議会議案

(令和7年度第2回)

日 時 令和8年2月19日(木)
午後1時30分から3時30分(予定)

場 所 浜田市役所 4階 講堂ABC

浜田市国民健康保険運営協議会

次 第

1	開 会（会の成立宣言）	
2	市長挨拶	
3	会長・会長代理選出	
	会長 _____ 委員 _____	会長代理 _____ 委員 _____
4	会長挨拶	
5	市長諮問	P. 3
6	議事録署名委員の指名 _____ 委員 _____	委員 _____
	(代表) (代表)	
7	報告事項	P. 4
	報告第1号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計決算について.....	P. 5
	事業勘定	P. 5
	直営診療施設勘定	P. 6
	報告第2号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について ...	P. 7
	事業勘定(第1号)	P. 7
	報告第3号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について ..	P. 8
	事業勘定(第2号)	P. 8
	直営診療施設勘定(第2号)	P. 9
8	協議事項	P. 10
	諮問第1号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(案)	
	について	P. 11
	事業勘定(第3号)	P. 11
	直営診療施設勘定(第3号)	P. 12
	諮問第2号 令和8年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算(案)	
	について	P. 13
	事業勘定	P. 13
	直営診療施設勘定	P. 14
	令和8年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算(案)説明資料	P. 15
	〔事業勘定〕概要	P. 16
	〔直営診療施設勘定〕概要	P. 23
9	その他事項	P. 26
10	閉 会	

浜田市国民健康保険運営協議会委員名簿

1 任 期 令和7年11月1日から令和10年10月31日まで(3年間)

2 委員名簿

(令和8年2月19日現在)

委員の区分		氏名	氏名(カナ)	所属
被保険者代表	浜田	岡本 瑞恵	オカモト ミズエ	
	金城	高橋 猛博	タカハシ タケヒロ	
	旭	高橋 久美子	タカハシ クミコ	
	弥栄	三浦 寛章	ミウラ ヒロフミ	
	三隅	三澤 清美	ミサワ キヨミ	
医薬代表	浜田市医師会	大石 和弘	オオイシ カズヒロ	一般社団法人 浜田市医師会
		中村 慎一	ナカムラ シンイチ	一般社団法人 浜田市医師会
	歯科医師会	梶原 光史	カジハラ ミツフミ	浜田歯科医師会
	歯科医師会	山根 一聡	ヤマネ カズアキ	浜田歯科医師会
	薬剤師会	玉井 祐典	タマイ ユウスケ	浜田薬剤師会
公益代表	浜田	中島 良二	ナカシマ リョウジ	
	金城	上山 直美	ウエヤマ ナオミ	
	旭	馬場 真由美	ババ マユミ	
	弥栄	岡本 均	オカモト ヒトシ	
	三隅	金山 正司	カネヤマ マサシ	
被用者代表	協会けんぽ	中村 憲政	ナカムラ カズユキ	全国健康保険協会 島根支部
	共済組合	安部 順子	アベ ジュンコ	公立学校共済組合 島根支部

※浜田市国民健康保険条例(平成17年浜田市条例第151号)第2条に規定する委員の定数 17

諮 問 書

保 第 7 0 8 号
令和 8 年 2 月 19 日

浜田市国民健康保険運営協議会 御中

浜田市長 三 浦 大 紀
(保険年金課)

国民健康保険法第 11 条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 令和 7 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案について
- 2 令和 8 年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算案について

以 上

〔 報 告 事 項 〕

報告第1号 令和6年度浜田市国民健康保険特別会計決算について
(事業勘定) 歳入歳出決算総括表

(単位:円)

区分	款	令和5年度		令和6年度		対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)
		決算額 (A)	予算現額 (B)	決算額 (C)	対予算増減額 (D) : (C)-(B)	
歳入	国民健康保険料	720,426,398	682,249,000	694,853,819	12,604,819	▲25,572,579
	一般被保険者	720,421,568	682,231,000	694,853,819	12,622,819	▲25,567,749
	退職被保険者	4,830	18,000	0	▲18,000	▲4,830
	一部負担金	0	2,000	0	▲2,000	0
	使用料及び手数料	523,632	700,000	497,665	▲202,335	▲25,967
	国庫支出金	58,000	0	3,368,000	3,368,000	3,310,000
	県支出金	4,381,386,950	4,398,858,000	4,262,810,326	▲136,047,674	▲118,576,624
	保険給付費等交付金(普通)	4,206,521,950	4,223,448,000	4,087,820,326	▲135,627,674	▲118,701,624
	保険給付費等交付金(特別)	174,865,000	175,410,000	174,990,000	▲420,000	125,000
	財産収入	855,011	1,068,000	1,059,770	▲8,230	204,759
	繰入金	544,356,842	689,567,000	624,623,431	▲64,943,569	80,266,589
	一般会計繰入金	544,356,842	588,867,000	546,310,961	▲42,556,039	1,954,119
	財政調整基金繰入金	0	100,700,000	78,312,470	▲22,387,530	78,312,470
	繰越金	25,767,024	7,292,000	7,292,771	771	▲18,474,253
	諸収入	14,481,861	26,080,000	24,106,650	▲1,973,350	9,624,789
歳入合計	5,687,855,718	5,805,816,000	5,618,612,432	▲187,203,568	▲69,243,286	
歳出	総務費	137,805,534	145,385,000	137,979,234	▲7,405,766	173,700
	保険給付費	4,215,252,304	4,232,929,000	4,096,399,400	▲136,529,600	▲118,852,904
	一般被保険者	4,196,182,618	4,210,955,000	4,077,082,908	▲133,872,092	▲119,099,710
	療養給付費	3,599,524,433	3,664,914,000	3,476,805,548	▲188,108,452	▲122,718,885
	療養費	8,320,079	6,945,000	5,994,490	▲950,510	▲2,325,589
	高額療養費	587,519,543	537,791,000	593,258,428	55,467,428	5,738,885
	高額介護合算療養費	782,643	1,200,000	1,024,442	▲175,558	241,799
	移送費	35,920	105,000	0	▲105,000	▲35,920
	退職被保険者等	0	0	0	0	0
	療養給付費	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	高額療養費	0	0	0	0	0
	高額介護合算療養費	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
	審査支払手数料	11,957,360	12,623,000	11,372,672	▲1,250,328	▲584,688
	出産育児一時金	4,372,060	6,003,000	5,483,820	▲519,180	1,111,760
	出産育児一時金	4,370,380	6,000,000	5,481,720	▲518,280	1,111,340
	支払手数料	1,680	3,000	2,100	▲900	420
	葬祭費	2,700,000	3,300,000	2,460,000	▲840,000	▲240,000
	傷病手当金	40,266	48,000	0	▲48,000	▲40,266
	国保事業費納付金	1,141,328,898	1,185,875,000	1,185,873,950	▲1,050	44,545,052
	医療給付費	798,034,218	853,226,000	853,225,587	▲413	55,191,369
	後期高齢者支援金	268,711,697	259,934,000	259,933,486	▲514	▲8,778,211
介護納付金	74,582,983	72,715,000	72,714,877	▲123	▲1,868,106	
共同事業拠出金	273	0	0	0	▲273	
保健事業	64,998,350	68,446,000	63,971,244	▲4,474,756	▲1,027,106	
特定健康診査費等事業費	46,427,552	50,999,000	47,948,173	▲3,050,827	1,520,621	
保健衛生普及費	18,570,798	17,447,000	16,023,071	▲1,423,929	▲2,547,727	
基金積立金	23,703,011	4,715,000	4,706,156	▲8,844	▲18,996,855	
公債費	0	1,000	0	▲1,000	0	
諸支出金	97,474,577	158,465,000	126,468,412	▲31,996,588	28,993,835	
予備費	0	10,000,000	0	▲10,000,000	0	
歳出合計	5,680,562,947	5,805,816,000	5,615,398,396	▲190,417,604	▲65,164,551	
収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	7,292,771	0	3,214,036		▲4,078,735	

(直営診療施設勘定) 歳入歳出決算総括表

(単位：円)

区分	款	令和5年度 決算額 (A)	令和6年度		対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)	
			予算現額 (B)	決算額 (C)		対予算増減額 (D) : (C)-(B)
歳入	診療収入	147,621,094	137,770,000	146,931,806	9,161,806	▲689,288
	使用料及び手数料	29,000	29,000	29,000	0	0
	国庫支出金	0	0	0		
	県支出金	4,971,000	1,740,000	1,740,000	0	▲3,231,000
	繰入金	80,336,185	129,395,000	99,721,523	▲29,673,477	19,385,338
	諸収入	6,247,074	5,077,000	8,055,489	2,978,489	1,808,415
	市債	0	0	0	0	0
歳入合計	239,204,353	274,011,000	256,477,818	▲17,533,182	17,273,465	
歳出	総務費	190,910,951	220,496,000	208,095,007	▲12,400,993	17,184,056
	医療費	48,293,402	53,515,000	48,382,811	▲5,132,189	89,409
	公債費	0	0	0	0	0
	歳出合計	239,204,353	274,011,000	256,477,818	▲17,533,182	17,273,465
収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	0	0	0		0	

報告第2号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について
(事業勘定第1号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和7年度			備考	
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C):(A)+(B)		
歳入	国民健康保険料	775,188	▲90,551	684,637		
	一般被保険者	775,188	▲90,551	684,637		
	退職被保険者等	0		0		
	一部負担金	2		2		
	使用料及び手数料	700		700		
	国庫支出金	0		0		
	県支出金	4,324,416	0	4,324,416		
	保険給付費等交付金(普通)	4,150,665		4,150,665		
	保険給付費等交付金(特別)	173,751		173,751		
	財産収入	1,847		1,847		
	繰入金	634,889	110,629	745,518		
	一般会計繰入金	624,889	867	625,756		
	財政調整基金繰入金	10,000	109,762	119,762		
	繰越金	1	3,213	3,214		
	諸収入	4,505	16,530	21,035		
	歳入合計	5,741,548	39,821	5,781,369		
	歳出	総務費	181,608	867	182,475	
		保険給付費	4,158,998	0	4,158,998	
		一般被保険者	4,137,810	0	4,137,810	
療養給付費		3,542,919		3,542,919		
療養費		8,289		8,289		
高額療養費		585,297		585,297		
高額介護合算療養費		1,200		1,200		
移送費		105		105		
退職被保険者等		0	0	0		
療養給付費		0		0		
療養費		0		0		
高額療養費		0		0		
高額介護合算療養費		0		0		
移送費		0		0		
審査支払手数料		12,984		12,984		
出産育児一時金		5,503	0	5,503		
出産育児一時金		5,500		5,500		
支払手数料		3		3		
葬祭費		2,700		2,700		
傷病手当金		1		1		
国保事業費納付金		1,173,110	16,687	1,189,797		
医療給付費		856,178	13,774	869,952		
後期高齢者支援金		239,700	9,734	249,434		
介護納付金		77,232	▲6,821	70,411		
共同事業拠出金		0		0		
保健事業		81,501	0	81,501		
特定健康診査費等事業費		62,312		62,312		
保健衛生普及費		19,189		19,189		
基金積立金		1,848	1,607	3,455		
公債費	1		1			
諸支出金	134,482	20,660	155,142			
予備費	10,000		10,000			
歳出合計	5,741,548	39,821	5,781,369			

- ・令和6年度保険給付費等の確定に伴う調整
- ・令和6年度決算剰余金の積立
- ・令和7年度事業費納付金の決定に伴う調整

報告第3号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算について
(事業勘定第2号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和7年度			備考	
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C):(A)+(B)		
歳入	国民健康保険料	684,637	0	684,637		
	一般被保険者	684,637		684,637		
	退職被保険者等	0		0		
	一部負担金	2		2		
	使用料及び手数料	700		700		
	国庫支出金	0		0		
	県支出金	4,324,416	0	4,324,416		
	保険給付費等交付金(普通)	4,150,665		4,150,665		
	保険給付費等交付金(特別)	173,751		173,751		
	財産収入	1,847		1,847		
	繰入金	745,518	11,105	756,623		
	一般会計繰入金	625,756	10,753	636,509		
	財政調整基金繰入金	119,762	352	120,114		
	繰越金	3,214		3,214		
	諸収入	21,035		21,035		
	歳入合計	5,781,369	11,105	5,792,474		
	歳出	総務費	182,475	3,546	186,021	
		保険給付費	4,158,998	0	4,158,998	
		一般被保険者	4,137,810	0	4,137,810	
療養給付費		3,542,919		3,542,919		
療養費		8,289		8,289		
高額療養費		585,297		585,297		
高額介護合算療養費		1,200		1,200		
移送費		105		105		
退職被保険者等		0	0	0		
療養給付費		0		0		
療養費		0		0		
高額療養費		0		0		
高額介護合算療養費		0		0		
移送費		0		0		
審査支払手数料		12,984		12,984		
出産育児一時金		5,503	0	5,503		
出産育児一時金		5,500		5,500		
支払手数料		3		3		
葬祭費		2,700		2,700		
傷病手当金		1		1		
国保事業費納付金		1,189,797	0	1,189,797		
医療給付費		869,952		869,952		
後期高齢者支援金		249,434		249,434		
介護納付金		70,411		70,411		
共同事業拠出金		0		0		
保健事業		81,501	352	81,853		
特定健康診査費等事業費		62,312	352	62,664		
保健衛生普及費	19,189		19,189			
基金積立金	3,455		3,455			
公債費	1		1			
諸支出金	155,142	7,207	162,349			
予備費	10,000		10,000			
歳出合計	5,781,369	11,105	5,792,474			

・給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

(直営診療施設勘定第2号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和7年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C) : (A)+(B)	
歳入	診療収入	153,187	0	153,187	
	使用料及び手数料	29	0	29	
	県支出金	6,599	0	6,599	
	繰入金	130,731	7,207	137,938	
	諸収入	2,588	0	2,588	
	市債	2,400	0	2,400	
	歳入合計	295,534	7,207	302,741	
歳出	総務費	229,109	7,207	236,316	
	医療費	66,425	0	66,425	
	公債費	0	0	0	
	歳出合計	295,534	7,207	302,741	

- ・給与改定及び人事異動等に伴う人件費等の調整

〔 協 議 事 項 〕

諮問第1号 令和7年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(案)について
(事業勘定第3号) 歳入歳出予算

(単位:千円)

区分	款	令和7年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C):(A)+(B)	
歳入	国民健康保険料	684,637	4,198	688,835	
	一般被保険者	684,637	4,198	688,835	
	退職被保険者等	0		0	
	一部負担金	2		2	
	使用料及び手数料	700		700	
	国庫支出金	0		0	
	県支出金	4,324,416	▲1,842	4,322,574	
	保険給付費等交付金(普通)	4,150,665		4,150,665	
	保険給付費等交付金(特別)	173,751	▲1,842	171,909	
	財産収入	1,847	▲43	1,804	
	繰入金	756,623	▲19,490	737,133	
	一般会計繰入金	636,509	▲26,509	610,000	
	財政調整基金繰入金	120,114	7,019	127,133	
	繰越金	3,214		3,214	
	諸収入	21,035		21,035	
	歳入合計	5,792,474	▲17,177	5,775,297	
	歳出	総務費	186,021		186,021
保険給付費		4,158,998	0	4,158,998	
一般被保険者		4,137,810	0	4,137,810	
療養給付費		3,542,919		3,542,919	
療養費		8,289		8,289	
高額療養費		585,297		585,297	
高額介護合算療養費		1,200		1,200	
移送費		105		105	
退職被保険者等		0	0	0	
療養給付費		0		0	
療養費		0		0	
高額療養費		0		0	
高額介護合算療養費		0		0	
移送費		0		0	
審査支払手数料		12,984		12,984	
出産育児一時金		5,503	0	5,503	
出産育児一時金		5,500		5,500	
支払手数料		3		3	
葬祭費		2,700		2,700	
傷病手当金		1		1	
国保事業費納付金		1,189,797	0	1,189,797	
医療給付費		869,952		869,952	
後期高齢者支援金		249,434		249,434	
介護納付金		70,411		70,411	
共同事業拠出金		0		0	
保健事業		81,853	▲6,000	75,853	
特定健康診査費等事業費		62,664	▲3,500	59,164	
保健衛生普及費	19,189	▲2,500	16,689		
基金積立金	3,455	▲43	3,412		
公債費	1		1		
諸支出金	162,349	▲11,134	151,215		
予備費	10,000		10,000		
歳出合計	5,792,474	▲17,177	5,775,297		

- ・決算見込みによる不用額の調整
- ・直営診療施設運営費の調整

(直営診療施設勘定第3号) 歳入歳出予算

(単位：千円)

区分	款	令和7年度			備考
		補正前予算額 (A)	補正額 (B)	補正後予算額 (C) : (A)+(B)	
歳入	診療収入	153,187	0	153,187	
	使用料及び手数料	29	0	29	
	県支出金	6,599	▲2,345	4,254	
	繰入金	137,938	▲10,534	127,404	
	諸収入	2,588	0	2,588	
	市債	2,400	0	2,400	
	歳入合計	302,741	▲12,879	289,862	
歳出	総務費	236,316	▲8,979	227,337	
	医療費	66,425	▲3,900	62,525	
	公債費	0	0	0	
	歳出合計	302,741	▲12,879	289,862	

・決算見込みによる不用額の調整

諮問第2号 令和8年度浜田市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

令和8年度 国保特別会計(事業勘定)

(単位:千円)

区分	款	令和7年度 当初予算額 (A)	令和8年度 当初予算額 (B)	対前年度 増減額 (C):(B)-(A)	対前年度 増減比 (D):(C)/(A)
歳入	国民健康保険料	775,188	792,822	17,634	2.27%
	一部負担金	2	2	0	0.00%
	使用料及び手数料	700	571	▲129	▲18.43%
	国庫支出金	0	0	0	
	県支出金	4,324,416	4,210,796	▲113,620	▲2.63%
	保険給付費等交付金(普通)	4,150,665	4,047,375	▲103,290	▲2.49%
	保険給付費等交付金(特別)	173,751	163,421	▲10,330	▲5.95%
	財産収入	1,847	2,526	679	36.76%
	繰入金	634,889	604,628	▲30,261	▲4.77%
	一般会計繰入金	624,889	594,628	▲30,261	▲4.84%
	財政調整基金繰入金	10,000	10,000	0	0.00%
	繰越金	1	1	0	0.00%
	諸収入	4,505	3,910	▲595	▲13.21%
	歳入合計	5,741,548	5,615,256	▲126,292	▲2.20%
歳出	総務費	181,608	156,539	▲25,069	▲13.80%
	保険給付費	4,158,998	4,056,002	▲102,996	▲2.48%
	療養給付費	3,542,919	3,422,130	▲120,789	▲3.41%
	療養費	8,289	6,489	▲1,800	▲21.72%
	高額療養費	585,297	605,175	19,878	3.40%
	高額介護合算療養費	1,200	1,251	51	4.25%
	移送費	105	105	0	0.00%
	審査支払手数料	12,984	12,349	▲635	▲4.89%
	出産育児一時金	5,503	5,503	0	0.00%
	出産育児一時金	5,500	5,500	0	0.00%
	支払手数料	3	3	0	0.00%
	葬祭費	2,700	3,000	300	11.11%
	傷病手当金	1	0	▲1	▲100.00%
	国保事業費納付金	1,173,110	1,165,238	▲7,872	▲0.67%
	医療給付費	856,178	823,396	▲32,782	▲3.83%
	後期高齢者支援金	239,700	241,504	1,804	0.75%
	介護納付金	77,232	78,312	1,080	
	子ども・子育て支援納付金	0	22,026	22,026	
	保健事業	81,501	82,386	885	1.09%
	特定健康診査費等事業費	62,312	64,302	1,990	3.19%
保健衛生普及費	19,189	18,084	▲1,105	▲5.76%	
基金積立金	1,848	2,527	679	36.74%	
公債費	1	1	0	0.00%	
諸支出金	134,482	142,563	8,081	6.01%	
予備費	10,000	10,000	0	0.00%	
歳出合計	5,741,548	5,615,256	▲126,292	▲2.20%	
収支差引額 (歳入合計-歳出合計)	0	0	0		

令和8年度 国保特別会計（直営診療施設勘定）

（単位：千円）

区分	款	令和7年度 当初予算額 (A)	令和8年度 当初予算額 (B)	対前年度 増減額 (C) : (B)-(A)	対前年度 増減比 (D) : (C)/(A)
歳入	診療収入	153,187	154,377	1,190	0.78%
	使用料及び手数料	29	28	▲1	▲3.45%
	県支出金	6,599	7,543	944	14.31%
	繰入金	130,731	139,392	8,661	6.63%
	諸収入	2,588	2,576	▲12	▲0.46%
	市債	2,400	0	▲2,400	▲100.00%
	歳入合計	295,534	303,916	8,382	2.84%
歳出	総務費	229,109	239,972	10,863	4.74%
	医療費	66,425	63,886	▲2,539	▲3.82%
	公債費	0	58	58	
	歳出合計	295,534	303,916	8,382	2.84%
収支差引額 (歳入合計－歳出合計)		0	0	0	

令和8年度 浜田市国民健康保険特別会計当初予算（案）説明資料

1 編成概要

平成30年度より、今まで市町村単独で運営してきた国民健康保険事業について、財政の都道府県単位化が図られています。

新制度では、島根県が決定する「国保事業費納付金」を歳出として計上し、島根県へ支払うことになる一方で、保険給付費については、給付に必要な費用を全額島根県から「保険給付費等交付金」として交付を受けることになるため、令和8年度においても同制度に合致した予算計上を行っています。

改革の方向性		
1. 運営のあり方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県が、県内の市町村とともに国保の運営を担う ○ 島根県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 島根県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの 国保事業費納付金 を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を島根県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 (※4. 5. も同様)	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの 標準保険料率 を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を全額市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	市町村に対し必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業の実施 (データヘルス事業等)

2 予算規模

予算額は次のとおりです。

(単位：千円)

会計名	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
国民健康保険特別会計	6,037,082	5,919,172	▲117,910	▲1.95%
事業勘定	5,741,548	5,615,256	▲126,292	▲2.20%
直営診療施設勘定	295,534	303,916	8,382	2.84%

3 国民健康保険特別会計（事業勘定）

(1) 予算概要

令和8年度国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算は歳入歳出56億1,525万6千円です。

令和7年度当初予算と比較して1億2,629万2千円減額となった主な要因は、歳出の保険給付費の減額です。

歳入歳出予算総括表

【歳入】

（単位：千円）

款	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
国民健康保険料	775,188	792,822	17,634	2.27%
一部負担金	2	2	0	0.00%
使用料及び手数料	700	571	▲129	▲18.43%
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	4,324,416	4,210,796	▲113,620	▲2.63%
財産収入	1,847	2,526	679	36.76%
繰入金	634,889	604,628	▲30,261	▲4.77%
繰越金	1	1	0	0.00%
諸収入	4,505	3,910	▲595	▲13.21%
歳入合計	5,741,548	5,615,256	▲126,292	▲2.20%

【歳出】

（単位：千円）

款	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
総務費	181,608	156,539	▲25,069	▲13.80%
保険給付費	4,158,998	4,056,002	▲102,996	▲2.48%
事業費納付金	1,173,110	1,165,238	▲7,872	▲0.67%
保健事業	81,501	82,386	885	1.09%
基金積立金	1,848	2,527	679	36.74%
公債費	1	1	0	0.00%
諸支出金	134,482	142,563	8,081	6.01%
予備費	10,000	10,000	0	0.00%
歳出合計	5,741,548	5,615,256	▲126,292	▲2.20%

(2) 主な予算の内訳（歳入の部）

ア 国民健康保険料

国民健康保険料は、7億9,282万2千円（前年度当初予算比1,763万4千円増）を計上します。

令和8年度の保険料率は、令和8年5月に開催する浜田市国民健康保険運営協議会への諮問・答申を経て決定します。

国民健康保険料

（単位：千円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
医 療 給 付 費 分	535,133	534,593	▲540	▲0.10%
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	171,750	172,466	716	0.42%
介 護 納 付 金 分	57,924	59,523	1,599	2.76%
子ども・子育て支援納付金分	-	16,520	16,520	
小計・現年分	764,807	783,102	18,295	2.39%
医 療 給 付 費 分	6,515	6,036	▲479	▲7.35%
後 期 高 齢 者 支 援 金 分	2,516	2,414	▲102	▲4.05%
介 護 納 付 金 分	1,350	1,270	▲80	▲5.93%
子ども・子育て支援納付金分	-	-	0	
小計・滞納繰越分	10,381	9,720	▲661	▲6.37%
合 計	775,188	792,822	17,634	2.27%

イ 県支出金

平成 30 年度から創設された「保険給付費等交付金」において、**普通交付金**として保険給付費の全額が交付され、**特別交付金**として市町村の特別事情や実績に応じて以下 4 つの観点から交付されます。

◆特別交付金

① 特別調整交付金分（市町村向け）

旧調整交付金（国）における特別調整交付金のメニューのうち、新制度でも交付対象となるもの。精神に係る給付費多額に対する交付、保険料軽減に対する交付、直営診療施設の事業に対する交付などを予算計上。

② 保険者努力支援制度交付金

医療費適正化に向けた取組等に対して点数評価され、その点数に応じて配分される交付金。（県に対する交付が合計 600 億円、市への直接交付が合計 400 億円の規模）

③ 県繰入金（2号分）

旧調整交付金（県）における特別調整交付金のメニューのうち、新制度でも交付対象となるもの。医療費適正化に対する交付、保険料収納実績や保健事業実績に対する交付などを予算計上。

④ 特定健康診査等負担金

特定健診等の実施において国庫負担金・県負担金にて計上していたそれぞれ 1/3 の補助について、国県併せて 2/3 の補助がなされるもの。

県支出金（保険給付費等交付金）

（単位：千円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
普 通 交 付 金	4,150,665	4,047,375	▲103,290	▲2.49%
特 別 交 付 金	173,751	163,421	▲10,330	▲5.95%
合 計	4,324,416	4,210,796	▲113,620	▲2.63%

ウ 繰入金

繰入金は、国民健康保険制度の運営に関する経費に充てるための財源を、一般会計又は国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものです。予算額 6 億 462 万 8 千円（前年度当初予算比 3,026 万 1 千円減）を見込んでいます。

繰入金

（単位：千円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	157,769	147,938	▲9,831	▲6.23%
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	83,763	87,361	3,598	4.30%
未就学児均等割保険料繰入金	706	790	84	11.90%
産前産後保険料免除制度繰入金	381	214	▲167	▲43.83%
職員給与費等繰入金	140,101	140,665	564	0.40%
出産育児一時金等繰入金	3,667	3,667	0	0.00%
財政安定化支援事業繰入金	84,833	77,385	▲7,448	▲8.78%
その他一般会計繰入金	124,851	136,608	11,757	9.42%
デジタル基盤改革支援事業繰入金	28,818	-	▲28,818	▲100.00%
一般会計繰入金	624,889	594,628	▲30,261	▲4.84%
財政調整基金繰入金	10,000	10,000	0	0.00%
合 計	634,889	604,628	▲30,261	▲4.77%

(3) 主な予算の内訳（歳出の部）

ア 総務費

総務費は、国民健康保険事業を円滑に運営するための管理や総合的な事務事業にかかる経費です。予算額1億5,653万9千円（前年度当初予算比2,506万9千円減）を計上します。

総務費

（単位：千円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
職員給与費	97,654	103,686	6,032	6.18%
国保事務費	75,635	45,753	▲29,882	▲39.51%
レセプト点検事業	1,084	-	▲1,084	▲100.00%
連合会負担金	3,039	3,041	2	0.07%
賦課事務費	2,772	2,698	▲74	▲2.67%
徴収事務費	727	1,045	318	43.74%
運営協議会費	318	316	▲2	▲0.63%
趣旨普及費	379	-	▲379	▲100.00%
合 計	181,608	156,539	▲25,069	▲13.80%

イ 保険給付費

保険給付費は病気やけが、出産および死亡した場合などに支給される給付です。予算額40億5,600万2千円（前年度当初予算比1億296万6千円減）を計上します。

保険給付費

（単位：千円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
療養給付費	3,542,919	3,422,130	▲120,789	▲3.41%
療 養 費	8,289	6,489	▲1,800	▲21.72%
審査支払手数料	12,984	12,349	▲635	▲4.89%
高額療養費	585,297	605,175	19,878	3.40%
高額介護合算療養費	1,200	1,251	51	4.25%
移 送 費	105	105	0	0.00%
出産育児一時金	5,500	5,500	0	0.00%
支払手数料（出産）	3	3	0	0.00%
葬 祭 費	2,700	3,000	300	11.11%
傷病手当金	1	-	▲1	▲100.00%
合 計	4,158,998	4,056,002	▲102,996	▲2.48%

ウ 事業費納付金

事業費納付金は、平成30年度からの国保都道府県単位化に伴い、医療費水準や所得水準等を勘案して配分された額を、国民健康保険料等を財源として島根県へ支払うものです。

令和7年11月に島根県から仮算定による事業費納付金額が通知されたため、その額を予算計上します。

令和8年1月中旬に島根県から本算定による事業費納付金額が通知されましたが、予算編成スケジュール上、当初予算額に反映することができないため、令和8年度補正予算の計上により増減の調整を行う予定です。

令和8年度は子ども・子育て支援納付金分が創設となります。

事業費納付金

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
医療給付費分	856,178	823,396	▲32,782	▲3.83%
後期高齢者支援金分	239,700	241,504	1,804	0.75%
介護納付金分	77,232	78,312	1,080	1.40%
子ども・子育て支援納付金分	-	22,026	22,026	
合 計	1,173,110	1,165,238	▲7,872	▲0.67%

エ 保健事業

保健事業は、特定健康診査・保健指導に係る費用と脳ドック・人間ドックに係る費用が主たるものです。予算額8,238万6千円（前年度当初予算比88万5千円増）を計上します。

医療費適正化事業については、糖尿病性腎症の重症化予防に向けた事業、重複・頻回受診者への指導を引き続き実施します。

保健事業

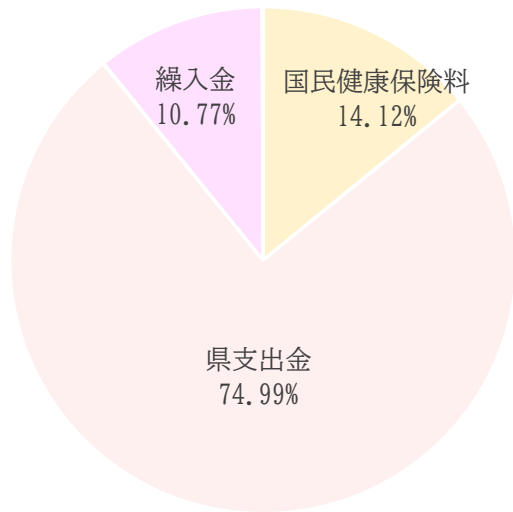
(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
特定健康診査事業	50,805	51,987	1,182	2.33%
特定保健指導事業	11,507	12,315	808	7.02%
保健衛生普及費	12,572	12,426	▲146	▲1.16%
医療費適正化事業	6,617	5,658	▲959	▲14.49%
合 計	81,501	82,386	885	1.09%

(4) 予算に占める科目別の割合

国民健康保険特別会計（事業勘定）

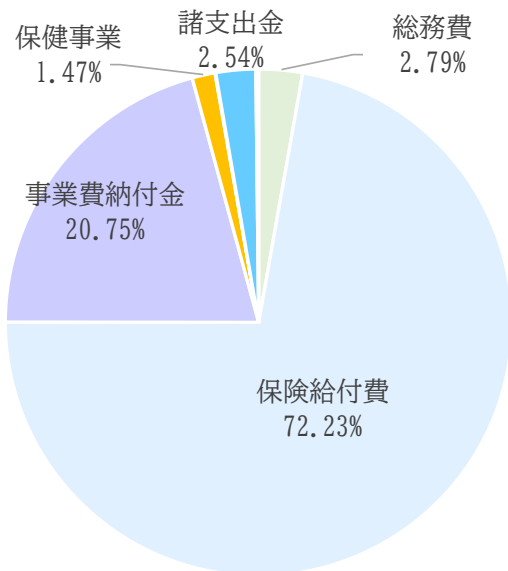
【歳入】



(単位：千円)

款	令和8年度 当初予算額	予算に占める 科目別の割合
国民健康保険料	792,822	14.12%
一部負担金	2	0.00%
使用料及び手数料	571	0.01%
国庫支出金	0	0.00%
県支出金	4,210,796	74.99%
財産収入	2,526	0.04%
繰入金	604,628	10.77%
繰越金	1	0.00%
諸収入	3,910	0.07%
合計	5,615,256	100.00%

【歳出】



(単位：千円)

款	令和8年度 当初予算額	予算に占める 科目別の割合
総務費	156,539	2.79%
保険給付費	4,056,002	72.23%
事業費納付金	1,165,238	20.75%
保健事業	82,386	1.47%
基金積立金	2,527	0.05%
公債費	1	0.00%
諸支出金	142,563	2.54%
予備費	10,000	0.18%
合計	5,615,256	100.00%

※科目ごとの割合は四捨五入しているため、割合の合計と一致しない場合があります。

4 国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

(1) 予算概要

令和8年度国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）当初予算は、歳入歳出3億391万6千円です。

歳入歳出予算総括表

【歳入】

（単位：千円）

款	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
診療収入	153,187	154,377	1,190	0.78%
使用料及び手数料	29	28	▲1	▲3.45%
県支出金	6,599	7,543	944	14.31%
繰入金	130,731	139,392	8,661	6.63%
諸収入	2,588	2,576	▲12	▲0.46%
市債	2,400	0	▲2,400	▲100.00%
歳入合計	295,534	303,916	8,382	2.84%

【歳出】

（単位：千円）

款	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
総務費	229,109	239,972	10,863	4.74%
医療費	66,425	63,886	▲2,539	▲3.82%
公債費	0	58	58	
歳出合計	295,534	303,916	8,382	2.84%

(2) 主な予算の内訳（歳入の部）

ア 診療収入

診療収入

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
国民健康保険診療報酬収入	18,165	17,801	▲364	▲2.00%
社会保険診療報酬収入	20,094	17,529	▲2,565	▲12.77%
後期高齢者医療保険診療報酬収入	66,535	66,503	▲32	▲0.05%
一部負担金収入	19,215	18,905	▲310	▲1.61%
介護報酬収入	491	568	77	15.68%
その他の診療報酬収入	2,474	2,464	▲10	▲0.40%
小計・外来収入	126,974	123,770	▲3,204	▲2.52%
諸検査等収入	26,213	30,607	4,394	16.76%
小計・その他診療収入	26,213	30,607	4,394	16.76%
合 計	153,187	154,377	1,190	0.78%

(3) 主な予算の内訳（歳出の部）

ア 総務費

総務費

(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
職員給与費	143,375	155,056	11,681	8.15%
施設管理事務費	41,841	48,454	6,613	15.81%
会計年度任用職員報酬等	43,893	36,462	▲7,431	▲16.93%
合 計	229,109	239,972	10,863	4.74%

イ 医業費

医業費

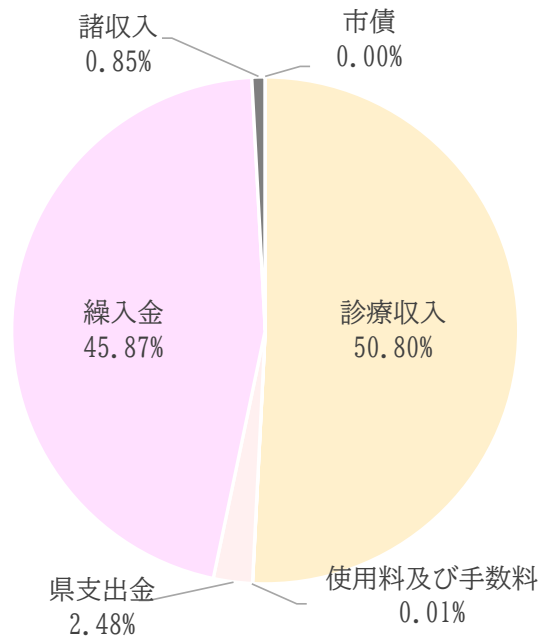
(単位：千円)

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算額	対前年度 増減額	対前年度 増減比
医薬品衛生材料費	47,322	47,264	▲58	▲0.12%
医療用機械器具費	19,103	16,622	▲2,481	▲12.99%
合 計	66,425	63,886	▲2,539	▲3.82%

(4) 予算に占める科目別の割合

国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）

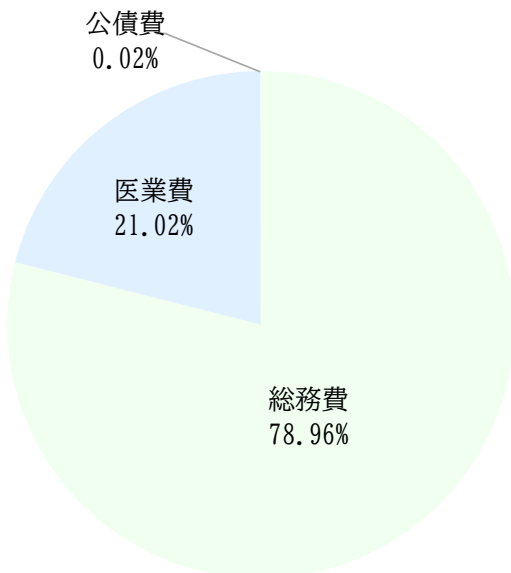
【歳入】



(単位：千円)

款	令和8年度 当初予算額	予算に占める 科目別の割合
診療収入	154,377	50.80%
使用料及び手数料	28	0.01%
県支出金	7,543	2.48%
繰入金	139,392	45.87%
諸収入	2,576	0.85%
市債	0	0.00%
合計	303,916	100.00%

【歳出】



(単位：千円)

款	令和8年度 当初予算額	予算に占める 科目別の割合
総務費	239,972	78.96%
医業費	63,886	21.02%
公債費	58	0.02%
合計	303,916	100.00%

※科目ごとの割合は四捨五入しているため、割合の合計と一致しない場合があります。

〔その他事項〕

令和8年度に予定されている国民健康保険制度改正について

1. 国民健康保険料に「子ども分」を新設

国の子育て支援政策の財源となる「子ども・子育て支援金制度」が創設され、その支援金は各医療保険者が保険料に合わせて賦課・徴収することとされました。そのため、令和8年度から国民健康保険料に「子ども・子育て支援納付金分（子ども分）」を新設します。なお、18歳未満の被保険者に係る子ども分均等割は全額軽減として賦課しないこととなっております。

（ 現 行 ） 医療分・後期高齢者支援金分・介護分
（令和8年度以降） 医療分・後期高齢者支援金分・介護分・**子ども分**

2. 保険料賦課限度額の上限引上げ

医療分が1万円引上げとなります。また、新設される子ども分の賦課限度額は3万円となり、これにより、介護分を含めた全体の賦課限度額は113万円となります。

《賦課限度額》

	令和7年度	令和8年度	差
医療分	66万円	67万円	+1万円
支援金分	26万円	26万円	—
介護分（※）	17万円	17万円	—
子ども分	—	3万円	+3万円（新設）
合計	109万円	113万円	+4万円

※介護分は40歳～64歳の被保険者に賦課されます。

3. 保険料軽減基準額の引上げ（軽減の拡大）

低所得世帯に対する保険料均等割及び平等割軽減の基準額が、次のとおり引き上げられます。

軽減区分	令和7年度	令和8年度
7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等（※）の数－1）以下の世帯	（変更なし）
5割軽減	43万円+ <u>30万5千円</u> ×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	<u>31万円</u>
2割軽減	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者数+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	<u>57万円</u>

（※）世帯主及び被保険者のうち、給与所得または公的年金に係る雑所得がある人。

いずれの改正も令和8年度から適用する予定です。

令和8年3月定例会議に、本件に係る条例改正を上程します。

※以下、条例改正以外の事項

4. 入院時食事代・療養病床居住費の自己負担額引上げ

物価高への対応のため、国の法令改正により、令和8年6月分から入院時の食事代及び療養病床居住費の負担額が引上げとなる予定です。所得区分別の引上げ幅は今後検討される見通しですが、食事代の総額を1食当たり40円引上げ、居住費の総額を1日当たり60円引上げとする案が提示されています。

<参考：現行>

住民税課税世帯（下記以外の人）		1食 510円	居住費（※） 1日 370円
住民税非課税世帯 （オ・低所得Ⅱ）	（過去12か月で90日までの入院）	1食 240円	
	（過去12か月で91日以上入院）	1食 190円	
住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）		1食 110円	0円

※居住費は、療養病床に入院する65歳以上の方が負担します。

5. 高額療養費の自己負担限度額見直し

国の法令改正により、令和8年8月診療分から高額療養費各区分の自己負担限度額が下表のとおり見直される予定です。

《70歳未満》

所得区分 （※1）		月単位の限度額	4回目以降 （※2）
ア	901万円を超える世帯	270,300円+1% 年間上限：1,680,000円 現行：252,600円+（医療費総額-842,000円）×1%	140,100円 （据置き）
イ	600万円を超え、901万円以下の世帯	179,100円+1% 年間上限：1,110,000円 現行：167,400円+（医療費総額-558,000円）×1%	93,000円 （据置き）
ウ	210万円を超え、600万円以下の世帯	85,800円+1% 年間上限：530,000円 現行：80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%	44,400円 （据置き）
エ	210万円以下の世帯（下記区分「オ」を除く）	61,500円 年間上限：530,000円 ※3 現行：57,600円	44,400円 （据置き）
オ	住民税非課税世帯	36,900円 年間上限：290,000円 現行：35,400円	24,600円 （据置き）

※1 所得は、世帯内国保加入者の所得（住民税基礎控除後の総所得金額等の額）の合計です。

※2 過去12か月に4回以上限度額に達した場合は、4回目以降限度額が下がります。

※3 年収200万円以下に相当する世帯であることが確認できた場合、年間上限を41万円とし、令和9年8月以降償還払いします。

《70 歳以上》

所得区分		月単位の限度額 (外来)	月単位の限度額 (外来+入院)	4 回目以降 (※8)
現役並み Ⅲ	住民税 課税標準額 690 万円以上 の世帯 (※4)	270,300 円+1% 年間上限：1,680,000 円 現行：252,600 円+ (医療費総額-842,000 円)×1%		140,100 円 (据置き)
現役並み Ⅱ	住民税 課税標準額 380 万円以上 690 万円未満 の世帯 (※4)	179,100 円+1% 年間上限：1,110,000 円 現行：167,400 円+ (医療費総額-558,000 円)×1%		93,000 円 (据置き)
現役並み Ⅰ	住民税 課税標準額 145 万円以上 380 万円未満 の世帯 (※4)	85,800 円+1% 年間上限：530,000 円 現行：80,100 円+ (医療費総額-267,000 円)×1%		44,400 円 (据置き)
一般	住民税 課税世帯で、 住民税 課税標準額 145 万円未満 の世帯 (※5)	22,000 円 現行：18,000 円 年間上限：216,000 円 現行：144,000 円	61,500 円 年間上限：530,000 円 ※9 現行：57,600 円	44,400 円 (据置き)
低所得 Ⅱ	住民税 非課税世帯 (※6)	11,000 円 年間上限：96,000 円 現行：8,000 円	25,700 円 年間上限：290,000 円 現行：24,600 円	24,600 円 (新設)
低所得 Ⅰ	住民税 非課税世帯 (※7)	8,000 円 (据置き)	15,700 円 年間上限：180,000 円 現行：15,000 円	

- ※4 世帯内の 70 歳以上の国保加入者のうち、住民税課税標準額が最も高い方で判定します。
- ※5 住民税課税世帯の判定には世帯主を含みます。住民税課税標準額は、世帯内の 70 歳以上の国保加入者のうち金額が最も高い方で判定します
- ※6 同じ世帯の世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の場合です。
- ※7 同じ世帯の世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税で、かつ、その世帯の各所得が必要経費・控除（公的年金所得は控除額を 806,700 円として計算）を差し引いたときに 0 円となる場合です。
- ※8 過去 12 か月に 4 回以上限度額に達した場合は、「低所得Ⅰ」を除き、4 回目以降限度額が下がります。
- ※9 年収 200 万円以下に相当する世帯であることが確認できた場合、年間上限を 41 万円とし、令和 9 年 8 月以降償還払いします。